

議案第四十四号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年六月六日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十三の項の次に次のように加える。

百二十三の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、一件につき、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。百二十三の三の項において同じ。）の場合においては、アの(1)又はイの(1)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について、九十二の二の項又は九十二の三の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、九十二の六の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る	認定申請のとき。
---	--------------------	--	----------

- 部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の七の項又は九十二の八の項に掲げる額の手数を加えた額)の手数を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- ア 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
- (2)(1) 百平方メートル以内のもの 七千二百円
 百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 一万三千円
- (3) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二万三千円
- (4) 千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 三万二千元
- (5) 二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 六万千元
- (6) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十万四千元
- イ
 ア 以外の場合
- (1) 百平方メートル以内のもの 四万七千元
- (2) 百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十万九千元
- (3) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十七万五千元
- (4) 千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 三十四万五千元
- (5) 二千五百平方メートルを超え五千平方メートル

<p>百二十三の四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づく譲受人を決定し</p>	<p>百二十三の三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	
<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	
<p>一件につき 二千百円</p>	<p>当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、一件につき、百二十三の二の項ア(1)から(6)まで又はイの(1)から(6)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、百二十三の二の項アの(1)又はイの(1)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する第六条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、九十二の二の項又は九十二の三の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、九十二の六の項に掲げる額の手数を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の七の項又は九十二の八の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>	<p>(6) トル以内のもの 六十一万七千円 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 百六万二千円</p>
<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	

<p>た場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>百二十三の五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p>
<p>係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>
	<p>一件につき 二千百円</p>
	<p>承認申請のとき。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を定める必要がある。